

事 務 連 絡  
令和元年 12 月 24 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について  
(インド産フェネルの種子及びその加工品)

標記については、令和元年 11 月 14 日付け薬生食輸発 1114 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、インド産フェネルの種子及びその加工品について、トリアゾホスに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和元年 12 月 18 日現在のトリアゾホスに係る検査命令受託可能検査機関  
一般財団法人 東京顕微鏡院  
一般財団法人 食品環境検査協会